

新型コロナウイルス感染症対応の長期化
に備えた取組を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
情報通信技術（IT）政策担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新型コロナウイルスの感染拡大により発令された緊急事態宣言は、本年5月25日に全国で解除されたものの、国内では未だ感染者の発生が続いている。

これまで本県では、いわゆる「三つの密」を避ける取組への呼びかけ、外出自粛の要請、施設の休業要請等の対策を講じてきたところであり、現在、県内における感染は落ち着いた状況が継続している。

今後は、「新しい生活様式」の定着を含め次の波に備えた感染防止対策と、社会経済活動の段階的な再開を両立させる必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に備え、国民の生命と暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療提供・検査体制を再構築し、感染者の早期把握や入院治療を可能とするとともに、基金を創設するなど大胆な資金投入を行い、特効薬及びワクチンを早期に実用化すること。
- 2 受診控えによる患者の減少等により経営が悪化している医療機関が多数あることから、地域医療の継続に向けた財政支援を拡充すること。
- 3 テレワーク等のライフスタイル定着に向けて、デジタル技術の活用により社会を変革するデジタルトランスフォーメーションを推進すること。
- 4 学校休業期間中に生じた学習機会の不足等に対応するため、カリキュラムを早急に見直すとともに、ICTを活用した学習の導入、短期間でより効果的な教育を行うために必要となる教員の増配置等の財政支援を行うこと。